

赤穂東中学校 いじめ防止基本方針

＜令和7年度改訂版＞

I いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、生徒の心身を現在のみならず将来にわたって深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめを行うことはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校の教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では、校訓「自主・協同・奉仕・明朗・遵法」のもと、高い志と豊かな心を持つ生徒の育成をめざしている。そのために、全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向け、保護者、地域、関係機関と連携しながら、継続的に、未然防止、早期発見、早期対応、教育相談、生徒指導等に、学校全体で組織的に取り組むという認識のもと、「いじめ防止対策推進法」の理念に則り、「いじめ防止基本方針」を定める。

II いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの理解

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- ①いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめが起こった場所は、学校の内外を問わない。
- ③個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。
- ④いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ⑤いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑥嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑦暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑧いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑨いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- ⑩いじめ防止及び対応については、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を中心とする組織において行う。

2 生徒の発達期の特徴といじめの防止

生徒は、思春期に入り、保護者や友人と異なる内面の世界に気づき、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期にある。また、反抗期を迎え、友人関係を重視し、親子のコミュニケーションが不足しがちになるが、一方では友人からどう見られているかが非常に気になり、一部には本音で仲間と交流しない傾向も見られる。

この時期には、自己を見つめ、その向上を図るなど人間としての在り方・生き方に関する思考を育むとともに、相手を思いやり、相手を尊重し、周りの目を気にすることなく、自ら正しいと判断した行動をとれる態度を身に付けさせることが大切である。

また、インターネット利用の利便性と危険性を理解させるなど、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせることも必要である。（兵庫県いじめ防止基本方針より抜粋）

3 教職員の姿勢

いじめをしない・いじめを許さない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

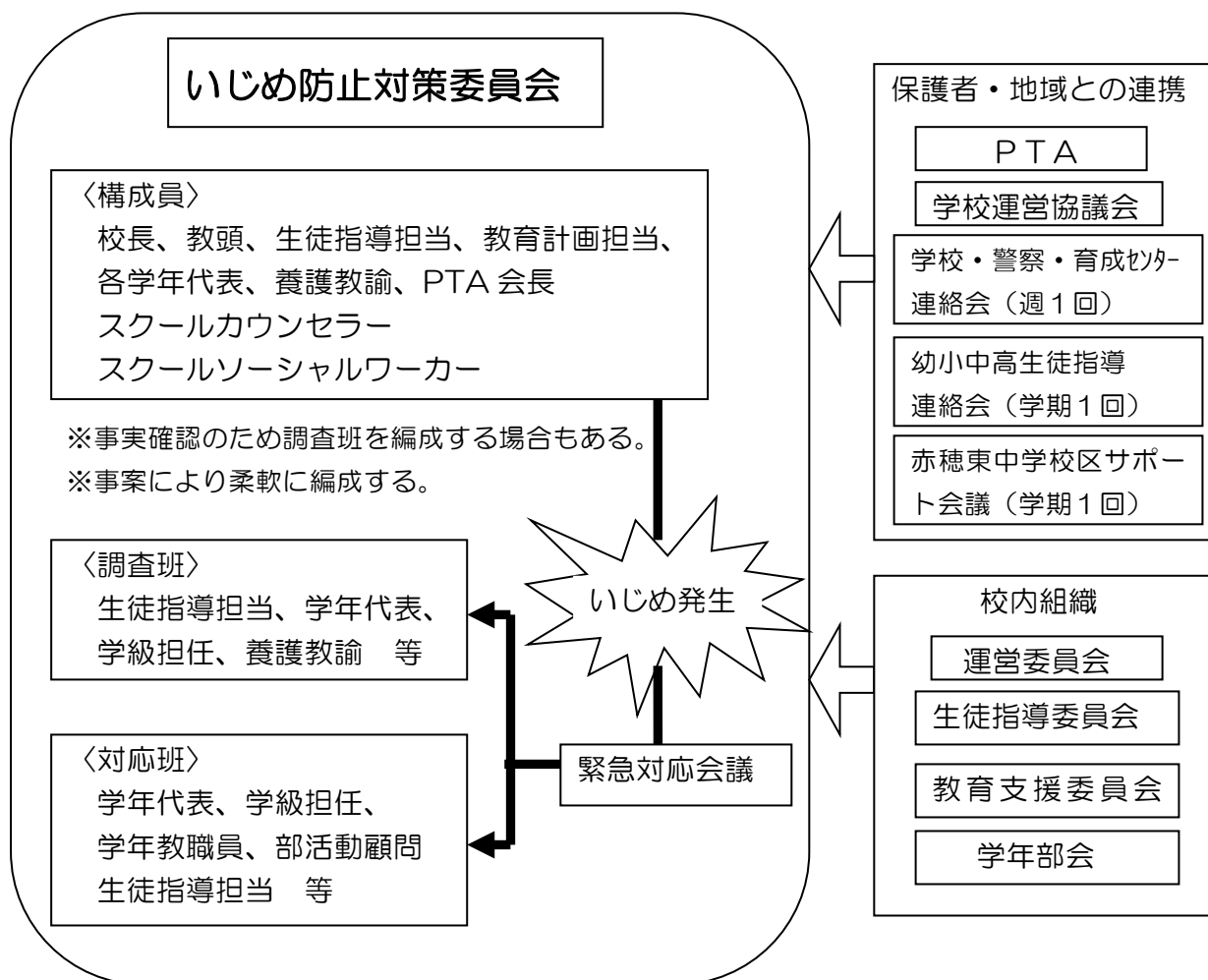
そのために、教職員が生徒に愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒達に自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

指導においては、次の内容に留意する。

- 教職員の温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、生徒を大きく向上させることを理解する。
- 教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解する。
- 生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営・学年経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- 生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を実践することに努める。分かる授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。
- 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。
- 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が様々な活動を通じて生徒に示す。
- 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。
- 生徒観察に努め、生徒の変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努める。
- 「いじめ問題」「情報教育」について理解を深め、自己の人権感覚を磨き、人権意識を高める。
- いじめに係る問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への相談や協力を求める。

Ⅲ いじめ防止等に関する取組

1 指導体制



2 未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、全教職員の協力体制の下で生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり取組を推進する。

（1）学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、生命を尊重する心や規範意識を育む道德教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

（2）いじめに対する正しい理解

学級活動、学年または全校集会等、あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを生徒と教職員が共有し、生徒一人一人に対し、互いを思いやり、自分を大切に思うとともに、他者を大切に思う心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

また、いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめを受けている生徒やいじめについて訴え出た生徒は守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から生徒に伝える。

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成する。また、学級活動、生徒会活動等でいじめ防止の活動を自分たちで考え実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。また、教育は人格と人格の触れ合いであり、教職員の姿勢は生徒の重要な教育環境である。生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長させたりすることがないよう、言葉遣いを含め言動に注意を払うとともに、配慮を要する生徒を中心に据えた教育活動を展開する。

(4) 生徒や学級の状況の把握

日頃から生徒と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には、面接するなど早期にかかわる。また、生徒及び保護者への意識や、人間関係、ストレス等に関する調査等により、生徒や学級の状況を把握し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや必要に応じて外部の専門家の助言も参考にしながら具体的な指導計画を立てる。

(5) 校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

3 早期発見

教職員には、生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。そして、担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することが大切である。

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年間3回実施する。

定期的な教育相談の機会としては、毎学期に教育相談週間や個人面談を実施する。日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していく。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について連絡する。

(3) 生徒、保護者、教職員が、いじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築く。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有する。

(4) 保護者会等で、「何かあれば担任や学年の先生に気軽に相談してください。」と相談体制を広く周知する。また、定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなどを定期的に点検する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

4 早期対応

いじめにあった生徒のケアが最も重要である。そして、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年の教職員・生徒指導担当等に報告し、いじめ防止対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職は状況に応じて、赤穂市教育委員会等の関係機関と相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめを受けている生徒及び保護者への支援

いじめを受けている生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

(6) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめを行っている生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることや、いじめを受けている側の気持ちを認識させる。

その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう加害生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

(7) 周囲の児童生徒への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない

雰囲気形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すことが重要である。

(8) 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。

5 ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、生徒、保護者への啓発に努める。

未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、生徒会活動等において携帯電話、スマートフォンの使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組により、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。また、携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等で携帯電話等の使用に関する学校のルールを共有する。

早期発見では、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

なお、保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

IV 重大事態への対処

1 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、いじめ防止対策推進法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・生徒が身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を患った場合 等
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、校長が判断し適切に対応する。

2 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、市教育委員会との連携の下、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 緊急対応会議の開催
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A役員等との連携
- (オ) 関係生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- (ア) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

※学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

＜文部科学省：早期に警察に相談・通知すべきいじめ事案について（通知）より＞

- ・ その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。
- ・ いじめられている生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報する。

いじめの態様	刑罰法規	事 例
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴 行 (刑法208条)	同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷 害 (刑法204条)	顔面を殴打し、顎の骨を折る怪我を負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴 行 (刑法208条)	プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強 要 (刑法223条) 強制わいせつ (刑法176条)	断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる。	恐 喝 (刑法249条)	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃 盗 (刑法235条)	教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等 (刑法261条)	自転車を故意に破損させる。

○年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	○職員会議にて共通理解 ・いじめ防止基本方針 ・指導方針 ・指導計画 ○PTA総会でいじめ防止にかかる基本方針を周知	○小学校との情報交換 ○スクールカウンセラーや心の教室相談員について生徒。保護者への周知 ○学級づくり、仲間づくり 人間関係づくり	○身体測定
5月	○教育支援委員会 ○学校運営協議会	○生徒総会（いじめ防止の周知） ○職員研修会 ○人権意識調査 ○人間関係づくり	○いじめアンケート ○内科検診
6月	○学級懇談会 ○教育支援委員会	○教育相談週間 ○「あいさつ・思いやり」運動 ○情報モラル講演会（生徒）	
7月		○情報モラル講演会（PTA）	○個人面談
8月	○職員研修会（人権教育）	○職員研修会 ○福祉ボランティア活動	
9月	○教育支援委員会 ○いじめ防止対策委員会	○いじめアンケート ○教育相談週間 ○体育祭	
10月	○学校運営協議会	○トライやる・ウィーク	
11月	○オープンスクール ○教育支援委員会 ○進路説明会	○文化祭 ○合唱コンクール	
12月			○個人面談
1月		○福祉ボランティア活動	
2月	○教育支援委員会 ○学校運営協議会	○生徒総会 ○いじめアンケート ○教育相談週間	
3月	○いじめ防止対策委員会	○職員研修会 ○小中連絡会	

○いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

